国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文

○国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号
抄)	7 (
•	抄)
	•
•	•
•	:
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	
•	•
•	•
•	
•	•
•	•
•	
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
2	• 1

○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号) (抄)

、政策評価審議官一人、審議官二十人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官四人を置第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人 (総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、 審議官及び技術審議官)

2 9 略)

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十六人及び技術参事官二人を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、 国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

3 (略)

(海事局に置く課)

第百四十条 海事局に、 次の九課を置く。

総務課

安全政策課

海洋・環境政策課

船員政策課

外航課

内航課

検査測度課船舶産業課

海技課

(総務課の所掌事務)

第百四十一条 総務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

環境政策課の所掌に属するものを除く。)。 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(安全政策課及び海洋・

三~六 略)

海事思想の普及及び宣伝に関すること。

八~十一

(安全政策課の所掌事務)

第百四十二条 安全政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること 一~九 (略) (船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除

十一 (略)

(船員政策課の所掌事務)

第百四十四条 船員政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

一~四 (略)

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関すること (海技課の所掌に属するものを除く。)。

六 (略)

第百五十四条 海技課は、次に掲げる事務をつかさどる。(海技課の所掌事務)

所掌に属するものを除く。)。 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、 船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること (総務課の

船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員の資格に係るものに関すること。

○国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) (抄)

(内部部局)

第七条 (略)

2 \(\)

5 にこれに置かれる官房及び部を除く。) には、 庁、官房、局及び部 (その所掌事務が主とし でこれを定める。 (その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの 課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、 これらの設置及び所掌事務の範囲は、 (以下「実施庁」という。) 政令

6 \ 8

(内部部局の職)

第二十一条 (略)

4 官房、局若2・3 (略)

設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁(実施庁を除く。)にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とす準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの「言房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く。)又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に

5 (略)